

# 信書便制度に関する説明会

実はここにも



## 信書便の利用で経費削減・信書便事業参入で業務拡大

平成15年4月に信書便法が施行され、信書の送達の事業に民間事業者が参入できるようになり、全国で397者が特定信書便事業に参入しています。地方公共団体では公文書集配業務において信書便の利用が増えており、経費削減につながっている事例もあります。説明会では、信書の正しい送達方法、信書便の制度やサービスの利用例等について分かりやすく説明いたします。

平成25年**6/28(金)** 会場：松本市駅前会館  
1階 中会議室  
(松本市深志2-3-21)

第1部14:00～15:00(全参加者対象)

### 『信書について』(仮題)

説明者：総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課

- 内容：通知書、納品書、請求書は信書に該当するのか、信書はメール便で送れるのか、といった問合せが多数寄せられています。ここでは、信書の定義や信書の正しい送達についてご説明いたします。

### 『信書便制度の概要及びサービスの利用例』

説明者：総務省信越総合通信局 信書便監理官

- 内容：信書便法の概要、信書便制度の仕組みをご説明いたします。また、文書集配業務を信書便事業者に委託している自治体等の利用例をご説明いたします。

———休憩———

第2部15:05～15:30(事業参入希望者対象)

### 『信書便事業の参入手続き』

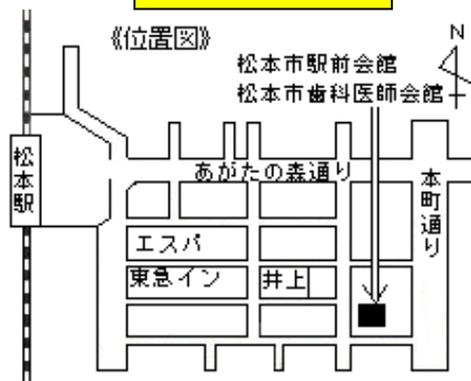
説明者：総務省信越総合通信局 信書便監理官

- 内容：平成15年4月の制度創設以来、全国で397社(長野県4社)が特定信書便事業に参入しています。特定信書便事業に参入を検討されている方を対象に許可申請手続や許可後の手続をご説明いたします。

申込方法：参加を希望される方は6月21日(金)までに、添付のFAX送信票に団体名、住所、氏名、連絡先等をご記入の上、FAXによりお申込みください。第1部のみの参加も可能です。定員は40名(先着順)です。(参加費：無料)

申込先：総務省信越総合通信局 中嶋  
〒380-8795 長野市旭町 1108  
電話：026-234-9932 FAX：026-234-9969

### 会場案内図



※ 松本駅から徒歩約10分。駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用してお越しください。

主催：総務省信越総合通信局